

ご利用ください 中小企業 のための 各種融資

中小企業のみなさんのため、県では下記のような融資制度を用意しています。
資金の申請は今年二月十日までです。お早目に……。

お問い合わせは、役場企業観光課(☎②四一一)内線(一三二)か県商工労働部商工企画課(☎②二五二②五五一一)内線(三三三三)へどうぞ。

設備近代化資金	設備近代化資金	資金
所要資金の二分の一以内(一、五〇〇万円以内)	所要資金の二分の一以内(九〇〇万円以内)	貸付限度額
無利子	年四八%	償還方法
(公害防止設備は(十一年均等償還)	一年据置	一年据置
	四年均等均等	四年均等均等

■中小企業設備合理化資金制度は昭和五十九年度から廃止される予定です。

暖房用燃料の

家庭で保管できる量は……

例年、冬はストーブなどの暖房器具を使うので、一年のうちで一番火災の多い時期です。ストーブなどの暖房用燃料は発火性、引火性が高く、ちよつとした温度で大火災を招く危険があります。また多量に購入されても安全な空地や施設のない場所では、これらを貯蔵できません。家庭で貯蔵できる量は次の通りです。

- ガソリン：三〇リットルまで
 - 石油灯油：一〇〇リットルまで
 - 重油：四〇〇リットルまで
- これ以上の量を貯蔵するときは消防岩室分署(☎②三三六〇)へご連絡を。

石油ストーブなど

暖かい冬を 正しく使って

自動消火装置——この装置は万が一転倒したときに燃料の供給をストップさせ、自動的に消火する装置で昭和五十二年十月からの移動式ストーブには装備されていますが、この装置の付いていないストーブを使用されているみなさん、「まだ使えるから」と言わず、万が一の安全のためお早目に取替を……。

石油ストーブなどの暖房器具を使われるときは、次のことを守ってください。

- 給油：ストーブに給油するときは、火が消えたことを確認してから。
- 洗濯物：ストーブの囲りに洗濯物などは干さないように。
- 消し忘れ：ストーブの消し忘れは非常に危険です。近所への外出の際も火を消してから。
- 消火器：火災はちよつとしたスキに起こります。万が一に備えて消火器などをご用意を。

お早目に…… 年賀状や 郵便小包

年賀状をはじめ、年末の郵便物差し出しのときは、次の点にご注意ください。

- ①年賀状の受付は今年十五日からです。遅くとも二十日までに。
- ②差し出すときは郵便局に用意してあるチラシを使い、(イ)村内分(ロ)以外の県内分(ハ)県外分の一の三つに区分して束ねてください。
- ③郵便番号・〇〇様方・〇〇荘内など、あて先は詳しく書いてください。
- ④普通はがきや私製はがきを年賀状に使うときは、表面に赤色で「年賀」と書いてください。
- ⑤贈答用品などの小包は、内容品に応じた包装をしっかりとし、また、小包の区分けも郵便番号でします。あて先の番号ははっきり書いてください。小包も年内に届けるため今年十五日ころまでに出してください。

小・中学生のみなさん——お友だちに出す年賀状には必ず肩書(お父さんやお母さんの名前など)をつけて出してくださいね。

岩室村 西中八六番地
春野 茂男様方
春野 咲子様
岩室村 岩室三三三
秋野 冬子

みんなそろって 「楽しいお正月を」 歳末たすけあい運動

十月一日から行われた「赤い羽根共同募金」には、みなさんの暖かいご協力により、目標額の一、一八四、〇〇〇円を大きく上回る一、三〇八、四三七円ものお金が集まりました。

このお金は県共同募金会を通じて、村募金会に配分され社会福祉充実のために使われます。

この「歳末たすけあい運動」で集められたお金は、地域の恵まれない人や社会福祉施設を利用して、お正月を迎えられるよう、正月支度金、越年資金などとして有効に活用されます。

二月は「歳末たすけあい運動」の期間です。ことしも「みんなそろって明るいお正月を」迎えられるよう、募金運動が展開されます。

この運動は赤い羽根共同募金運動の一環として行われているものです。昨年は約六十六万円のお金が集まりました。ありがとうございます。

配分計画表に基づく今年目標額は、六十万円です。奉仕員(嘱託員)の方々にお願いして募金袋をお届けしますので、みなさんの暖かいご協力をお願いいたします。

暖かい善意をお寄せいただいた多くの皆さんと募金奉仕員の皆さんに厚く御礼申し上げます。

暮らしの——「知識」 水道料金の きめかたは……

水道のメーター検針は、村指定業者(13業者)により2か月に1回(偶数月の月始め)検針をして、使用料金を算出しています。料金は次のように算出され納入通知書が送付されます。

●10月分の水道料金は——
1,300円+80円+[(33m³-10m³)×140円]=4,600円

●11月分の水道料金は——
1,300円+80円+[(33m³-10m³)×140円]=4,600円

●水道料金納入通知書では、次のように記載されて送付されます。

今月の指針	10月	896m ³
前月の指針	8月	830m ³
今月の使用水量(2か月分)		66m ³

(8月と9月に使った水量です)
*隔月検針のため10月分と11月分に分けて「超過分」を納入していただくことになります。

●計算例

- 基本料金……1,300円
- メーター使用料……13%メーター器50円
20%メーター器80円
- 基本水量……10m³
- 超過料金(1m³当たり)……140円

—上記は1か月当たりです。

●水道料金—
1,300円 80円 33m³ 10m³ 140円
基本料金+メーター使用料+[(使用量-基本水量)×1m³当たり]超過料金

水道料金のきめかたは……

水道についてのお問い合わせは役場企業観光課企業係(☎3411 内線132)へどうぞ。

水道料金納入通知書兼領収書

水道事業会計 口座振替 口座番号

昭和 年 月 日

住所

氏名

項目	金額	合計
基本料金	1300	3220
メーター使用料	80	
超過料金	4600	4600

上記の金額を納入して下さい。 上記の金額を領収しました。

昭和 年 月 日

納期限 昭和 年 月 日

岩室村長 金子 誠一

(裏面もお読みください)

納入に便利な口座振替をご希望の方は企業係までお申出ください。